

平成30年11月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年11月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	三陽自動車株式会社（法人番号：2010601040490） 代表者 寺田学
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 東京都江東区深川2-6-11 （本社営業所） 東京都江戸川区中葛西4-9-18-6F
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 100日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	平成30年3月12日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 10点 当該事業者の累積点数 10点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

平成30年11月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年11月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社博禹観光 (法人番号：9030001109589) 代表者 金雪波
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区西瑞江3-19-10 (本社営業所) 東京都江戸川区西瑞江3-19-10
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第3項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月3日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)申込者に対して支払う手数料等の額を記載した書類の保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第3項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年11月27日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年11月27日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社旅友（法人番号：7040001050232） 代表者 中村光枝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 千葉県八街市文違301-3032 （東京営業所） 東京都葛飾区南水元2-21-15
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年9月21日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)